

# 令和 7 年 第 8 回 筑紫野市 農業委員会 総会

## 議事録

令和 7 年 8 月 7 日  
筑紫野市役所 504 会議室

- 1 開会日時及び場所 令和7年8月7日 午後3時00分  
筑紫野市役所（504会議室）
- 2 閉会日時 令和7年8月7日 午後3時40分
- 3 委員氏名
- (1) 出席者
- 農業委員  
天本京子、平山初枝、主税保徳、萩尾博道、榎木眞貴子、田中保憲、中山榮二、  
田川秀雄、八尋美智子、松田晃、八尋雄二、神崎光成
- 農地利用最適化推進委員  
山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、坂井千代子、勝山眞二、山内徳雄、吉田茂、  
井上欽弘、渡邊茂樹、米元義広
- (2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）
- 4 議事に参与したもの
- 事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣  
事務局農地担当係長 黒屋 和孝  
事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢
- 5 会議に付した事項
- 農地
- |     |     |                               |
|-----|-----|-------------------------------|
| 報告第 | 24号 | 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請の取下げについて |
| 報告第 | 25号 | 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について |
| 報告第 | 26号 | 公共工事に伴う農地の一部利用届出について          |
| 議案第 | 24号 | 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について   |
| 議案第 | 25号 | 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について     |
- 農政
- |     |     |  |
|-----|-----|--|
| 議案第 | 14号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転について                |
| 議案第 | 15号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について |

## 令和7年第8回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：まだ全員お見えでありませんが、始めたいと思います。よろしくお願ひします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第8回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行いますので、よろしくお願ひします。

署名委員に、4番委員の萩尾委員、それから7番委員の中山委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願ひいたします。

早速1ページをお開けください。

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請の取下げに関する件を報告いたします。

報告第24号、議案書のとおり許可申請の取下げが1件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：報告第24号でございますけども、昨年、令和6年5月7日に開催しました5月の定例会で審議していただいた件について、申請人から取下げの提出がなされましたので、報告をさせていただきます。

この後、読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。申請人、久留米市□□、□□、□□。相手方は、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地目、地積に関しましては、田が2,386平米、合計が2,386平米となっております。申請の内容につきましては、転用目的が宅地分譲、それと資材置場でございました。契約内容は売買、構造規模は盛土、整地となっております。取消しの理由は、申請人、それから計画変更のためということになっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件について質疑のある方はよろしくお願ひします。

(なし)

○議長：ないようですので、本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第25号、議案書のとおり農地の権利移動（届出）が2件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、京都府亀岡市□□、□□。届出地の表示は、□□外4筆。地目、地積に関しましては、田2,301平米、畑が2,684平米、合計4,985平米でございます。届出の事由は相続。備考欄にありますけども、あっせんの希望につきましてはありとなっています。本日の最後に、その他の欄であっせんの内容を皆さんに報告させていただきます。

続きまして、番号2。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外4筆。地目、地積は、田7,880平米、合計7,880平米。届出事由は相続。あっせんの希望につきましてはなしとなつております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ございませんので、本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第26号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：報告第26号でございます。こちらの件は、5月7日、ちょうど皆さんが就任されたときに開催しました5月の定例会で報告した件の期間延長の話でございます。

それでは、報告を読み上げさせていただきます。

番号1。譲受人、朝倉郡筑前町□□、□□。届出地の表示、□□外2筆。地目、地積に関しましては、田2,257平米、合計2,257平米でございます。届出内容でございますが、利用目的は、筑前町の公共工事に伴う仮設道路用地として、筑前町の発注に係る□□工事に伴う内容でございました。利用期間は、令和7年7月20日から令和7年10月19日までとなっております。受付月日は令和7年7月4日に受け付けております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、本件に関する報告を終わります。

それでは、4ページをお開けください。

議案第24号、農地法第3条の規定による農地の権利移動についてを議題といたします。

1番について、6番の□□委員、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：番号1。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、古賀市□□、□□。申請地の表示、□□。地籍、畠232平米。異動の内容、申請理由は相手方要望、契約内容は売買。

場所は、5ページを見てもらいたいんですけども、□□、これは□□や□□などがあるところだと思うんですけども、駐車場に沿ってずっと南側に道路があって、その南側にあるところです。

申請の内容の3条申請について御説明します。まず、譲受人の□□さんは、現在耕作している農地はありませんが、現在の□□という□□の周辺で昔、15年ほど農業をされていました。農機具については草刈り機を所有しており、トラクターは、最初に畠を耕すためにリースで用意し、その後は小型の耕運機を導入する予定です。

當農計画は、サツマイモとキャベツを季節ごとに栽培し、畠の近隣にある□□へ出荷するということで、□□からも確約書を提出されています。□□さんは85歳と高齢ですが、ほぼ毎日、□□周辺の花壇の手入れをされているそうで、今後は同様に畠を管理していきますとおっしゃっていました。

先日、事務局も一緒に直接お会いしましたが、大変お元気な様子でした。後継者についても、□□の社長が甥で、従業員として娘さんがいらっしゃるので、将来は引き継いでいきますと話されていました。お住まいも□□と近いので、管理上、問題ないと思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：□□委員が今説明しましたように、高齢ではありましたけども後継者がいらっしゃることと、あと今回の申請に伴って當農計画書、あるいは作った作物の販売計画の内容としましては、□□が野菜購入をするという確約書を取り付けておられますので、事務局としては問題ないと判断しています。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、この件につきまして質疑、意見のある方、お願ひいたします。御意見ございませんか。

(なし)

○議長：ございませんので、本件につき採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は举手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。

2番につきまして、地区担当委員であります5番の□□委員、説明方よろしくお願ひします。

○委員：5番、□□です。

番号2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、飯塚市□□、□□外1名。申請地の表示、□□。地積、田346平メートル。異動の内容、申請理由は相手方希望、契約内容は贈与。

位置図の7ページを御覧ください。位置としては、□□線の□□のほうから入り□□の集落を抜けた左側にあり、ここは昔から苗田が集まっているところです。現在は□□が借地して、畦畔除去をして耕作をしています。本人は□□の出身ですが、ほか1名の兄と2人だけになり、ここに未練はないようで、一昨年、飯塚市に新居を構え、□□の旧住宅も現在売りに出しています。とにかく何も残したくないようで、「やるけんもらって」が口癖でしたので、今回の贈与の運びとなりました。本人の事情も察し、どうか御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：場所の確認ですけども、7ページをお開きください。

□□を渡った右側に□□の集落がありますけども、図面中央に□□の公民館がありますが、そこのちょうど南側にある土地でございます。現地調査をさせていただきましたけれども、先ほど言われたような経過で、現在もきちんと保全管理がなされている農地でございました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、2番につきまして質疑、意見のある方はお願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は举手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次に9ページをお開けください。

議案第25号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請についてを議題といたします。

1番について、地区担当委員であります……。ちょっとお待ちください。

○副会長：会長じゃないですか。

○議長：すいません、私でした。私のほうから説明させていただきます。

譲受人、鞍手郡□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外4筆でございます。地積は、田の2,195平米、合計2,195平米です。転用目的は、老人介護施設を建てるということでございます。契約内容は売買。構造規模は木造2階建を予定されています。それから、工事期間は、基本的に許可日から令和8年2月28日の予定です。農地区分は第二種、資金は自己資金25%に借入れを行うということでございます。建蔽率は19.5%、開発許可は市整備要綱該当で、同時処理という形になると思います。それから、用排水処理につきましては、承諾書を添付していただいています。都市計画地域は区域外になります。

地図は、10ページを見てください。

真ん中の下に□□のコミュニティセンターがございます。それからちょっと手前の道を左のほうへ曲がりました、□□が右のほうから中央道の部分に下ってきておりますので、それを左に入り、吉木のほうへ抜ける道でございます。それをカーブして先の右側に□□という団地がございます。相当古い団地ですが、この団地の一番東側の部分に土地をお持ちで、それを買われた方が老人養護施設を建てることになっております。

次のページを見てください。

今回上がっている申請地は赤枠で囲まれた部分でございます。ただし、左上に□□とか、それから手前に細長い縦に下っている部分がありますが、ここが入り口になります。現実、これは6メートルございませんので、1人の方が買われてそこに施設を建てるという形で、団地を造ることができない場所でございます。□□は既に宅地に変更されております。今回残りを買われるといった状況でございます。ですから、縦に入っている進入道路も、現在お持ちの方が2軒で共有されています。それから□□、ちょうど左の真ん中辺りになりますが、これは宅地になっておりまして、別の方が住んでおられます。

そういうことで、□□には老人施設が1か所ございますが、人数が多くは入れない状況もあるし、いい話だということで、たまたまこの土地を見つけられまして、買いたいということで、□□のほうからこちらにおいでになるそうです。向こうでも四、五か所やられているような方がこちらでまた営業されるということでございます。

事務局のほうから補足がありましたらお願ひします。

○事務局：特にございません。

○議長：ありがとうございます。

それでは、1番につきまして質疑、意見のある方、よろしくお願ひします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次に2番に移ります。

2番につきまして、地区担当委員であります10番、□□委員、よろしくお願ひいたします。

○委員：番号2番。譲受人、太宰府市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地目積、田2,601、合計2,601。申請内容、転用目的、貸資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、許可日から令和7年11月30日。農地区分、第二種。資金内訳、自己資金100%。建蔽率はありません。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域。

12ページの地図を見てもらったら分かるんですけども、□□の交差点から北に行った左側の赤で囲まれた場所になります。その次のページの赤い線で囲まれた敷地の右手の細長いのが旧道といいますかもともとのがあったので、そこが今回の5条申請地になります。貸資材置場として整備される計画です。整備後は、譲受人の□□さんが社長をしている□□に貸し、運用していくということです。隣接の農地からは、条件付ですが承諾も得られています。水利承諾についても、無条件で得られています。造成計画では全体的に盛土を行うことになっていますが、コンクリートブロックを設置し、周囲に影響が出ないよう計画されて、現地も確認しましたが、周囲の営農に影響なく、問題ないと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長：ありがとうございました。

それでは、事務局より補足がありましたらお願ひします。

○事務局：□□委員のほうからも説明がありましたように、用排水処理のところに条件付と書いていますけれども、ここは誤りで、無条件承諾になっておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

○議長：それでは、2番の件につきまして質疑、意見のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番につきまして、同様に□□委員、よろしくお願ひいたします。

○委員：番号3番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地表示、□□外1筆。地積、田1,919、合計1,919平米。申請内容、転用目的、貸資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、許可日から令和7年10月31日。審議事項で、農地の区分、第三種。資金の内訳、自己資金100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、条件付。都市計画区域は市街化調整区域。

14ページの地図を見ていただくと、赤で囲まれた上、□□に隣接した2筆になっております。

次の15ページを見てもらうと、□□が□□で、そのすぐ隣の2筆になっております。その左側に農道といいますか道がありまして、それが入り口になっています。□□の隅に入り口があります。

こちらの5条申請について、貸資材置場として整備される計画です。整備後は、譲受人の夫が社長をしている□□に貸して運用していくということです。隣接農地からの承諾も得られています。水利承諾についても、条件付ですが、得られています。現地も確認しましたが、大きな造成計画もなく、周囲の営農に影響はないため、問題ないと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：1点だけ、用排水処理のところですけども、条件付と書かれています。内容としまして、環境保全には十分注意してくださいという添え書きがありました。

以上で補足を終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、続きまして農政議案に移ります。

16ページをお開けください。表紙だけになっているかと思います。

次のページをお開けください。続いて、農政議案の審議を行います。

議案第14号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：こちらは、中間管理機構を通して農地の売買を行う案件となります。

では、読み上げて説明させていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、すいません、こちらは訂正させていただきます。□□ではなくて□□になります。おわびして訂正いたします。所在地は□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、888平方メートル。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権移転する者（甲）から中間管理機構への所有権の移転時期は令和7年9月25日。そして、中間管理機構から所有権移転を受ける者（乙）への所有権の移転時期は、令和7年10月24日。機構から乙に対しての対価の支払い時期は令和7年10月24日、中間管理機構から乙に対しての引渡し時期は令和7年10月24日となっております。

以降につきましてはお読み取りいただきたいと思います。

件数の合計は、売買2件、交換0件、合計2件、筆数の合計は、売買2筆、交換0筆、合計2筆となっております。面積の合計は3,284平方メートルです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方はよろしくお願ひします。

どうぞ。

○委員：対価の支払時期なんですが、機構から乙じゃなくて乙から機構に払うんじゃないですか。どうなんですか。

○農政担当：そうですね。すいません。こちらの対価の支払いの時期というところ、これは乙から機構です。すいません、矢印が間違っております。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、訂正しておいてください。

それでは、御意見もほかにございませんので、これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

それでは、また先のページをお開けください。

議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に関する意見照会についてを議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号7-08-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□、地番、□□。地目、田。面積、3,254平方メートル。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和7年11月11日。終了の時期、令和13年11月10日。期間は6年。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましてはお読み取りいただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、27ページ、すいません、数字が消えているんですけども、一番最後のページを御覧ください。

件数につきましては、更新46件、新規3件、合計49件。筆数は、更新が106筆、新規が28筆、合計134筆。面積の合計は18万479.54平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する御意見等のある方はお願ひいたします。

どうぞ。

○委員：25ページの一番下の欄の7-08-044のことですけども、借受人の住所が□□で、実際に土地があるのは□□なんんですけども、この辺は大丈夫なんですかね。

○農政担当：そうですね、特に利用権設定をされる際に市内に住んでいないといけないということではなく、ほかの場所でも福岡市から出て耕作されている方はいらっしゃいますので、特に問題はありません。

○委員：面積的にも4,600ですか、4反って結構あるんですよ。要らんことかもしれないけども、田植とか稻刈りとか、結構大型というか、心配……。いいんですかね。

○農政担当：こちらは新規ではなく更新ということで、新しくされるわけではなくて引き続き更新していくということです。今まで特に問題はなかったのではないかと思いますので、特に問題ないと考えています。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんので、これより採決を行います。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

それでは、ただいまの件で定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第8回筑紫野市農業委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。